

入札説明書

札幌管区気象台管内で使用する電気（低圧）の調達

（電子調達システム対象案件）
（最低価格落札方式）

項目及び構成

1. 契約担当官等	2 頁
2. 調達等内容	2 頁
3. 競争参加資格	3 頁
4. 契約条項を示す場所等	3 頁
5. その他	4 頁

添付資料

別紙様式 1	紙入札方式参加願
別紙様式 2-1	期間委任状
別紙様式 2-2	都度委任状
別紙様式 3	入札書作成様式
別紙様式 4	適合証明書
別紙 5	二酸化炭素排出係数、環境への負荷低減に関する取組状況の考慮条件

別冊	契約書（案）
別冊	仕様書
別冊	札幌管区気象台競争契約入札心得

札幌管区気象台管内で使用する電気（低圧）の調達に係る入札公告（令和7年12月22日付）に基づく入札等について、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 石田 純一

2. 調達等内容

- (1) 調 達 件 名 札幌管区気象台管内で使用する電気（低圧）の調達
(電子調達システム対象案件)
- (2) 調 達 内 容 及 び 数 量 仕様書のとおり
- (3) 供 給 場 所 網走地方気象台ほか17地点(仕様書のとおり)
- (4) 契 約 期 間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- (5) 入 札 方 法 総価で行う

本件は、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては单一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh 単価、同一月においては单一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当台が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ただし、発電費用等に係る燃料価格変動の燃料調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については入札金額に含めないこととする。
- ③ 入札者は、仕様書、契約書（案）等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、契約書（案）等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることが、できる。
- ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- (7) 支払条件
月毎払いとする。

3. 競争参加資格

- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 予決令第70条の規定に該当する者 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予決令第71条の規定に該当する者
- (2) 入札時までに、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「物品の販売」であって、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) ① 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
② 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
 - (ア) 政府電子調達（G E P S） <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101>
 - (イ) 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-auth-biz/login-cert>
- (5) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況等に関し、別紙5に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- (6) 本公告の開始日から入札書の提出期限までの期間に札幌管区気象台から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す時期及び場所
令和8年2月10日（火） 16時00分まで
入札説明書等は電子データでの配布になるため、札幌管区気象台ホームページからダウンロードするか、CD-RまたはDVD-Rを持参すること。（USBメモリ不可）
※札幌管区気象台ホームページURL
<https://www.jma-net.go.jp/sapporo/about/bid/bid.html>
〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目2
札幌管区気象台総務部会計課 第二契約係
TEL 011-611-6168
 - (2) 証明書等提出期限
令和8年2月9日（月） 15時00分まで
- ※電子調達システムにより参加申請書等を提出する場合の添付ファイルは、保存するファイル形式をPDFファイル、Word 2010形式以下又はExcel 2010形式以下とした資格決定通知書等を添付すること。
- | | |
|------|---|
| 提出書類 | <ol style="list-style-type: none">1. 競争参加資格決定通知書（写）2. 適合証明書（別紙様式4）
※別紙5の条件を満たすことを証明する書類を添付すること。3. 電子入札方式による場合は、ICカードのコピー（両面）4. 電子入札方式による場合は、受任者のICカードの企業情報登録画面を印刷したもの5. 紙入札方式による場合は、紙入札方式参加願（別紙様式1）6. 紙入札方式による場合は、委任状（別紙様式2-1または2-2） |
|------|---|

- (3) 入札書、証明書等は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により(1)の場所に提出すること。

① 入札書提出期限
令和8年2月12日(木) 16時00分まで

② 開札の日時及び場所
令和8年2月13日(金) 14時00分 札幌管区気象台 防災連絡室(2F)

③ 紙による入札の場合、入札書は別紙様式3にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「○月○○日開札[○○○○○○○○○(入札件名を記載する)]の入札書在中」と朱書きし、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

④ 郵便(書留郵便に限る)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「○月○○日開札[○○○○○○○○○(入札件名を記載する)]の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、上記(1)宛てに入札書の提出期限まで(必着)に送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑤ 入札金額内訳書の提出
入札参加者は、記名を行った入札金額内訳書(書式は任意)を電子調達システムにより入札書に添付しなければならない。

なお、紙入札方式による場合は、押印及び記名を行った入札金額内訳書(書式は任意)を入札書に添付し提出すること。

⑥ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

(5) 契約の条件
本調達は、令和8年度の予算の成立を条件とする。

5. その他

- (1) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、別冊「札幌管区気象台競争契約入札心得」によるものとする。

(2) 注意事項
提出された入札書は、札幌管区気象台競争契約入札心得第6条に該当する場合を除き、有効な入札書として取り扱うものとし、入札金額の誤計算又は誤記等を理由として入札書を無効とすることはできない。
また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置が講じられることとなるので注意すること。

(3) 契約書の作成の要否 要
本件は、契約手続に係る書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(4) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。